



イケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 579 回 ついでに増税、隠れた増税、知らぬうち増税

2014.6.1

改正相続税法が、いよいよ来年 1 月 1 日より施行される。消費税や法人減税の改正に話題が集中しがちだが、実はこの相続税改正、かなりの影響を与えている。

基礎控除は現行より約 4 割縮小され、更に、最高税率が 50%から 55%に引上げ、生前対策の贈与税もついでに税率アップ、知らぬうちにかかなりの増税が仕掛けられている。

政府は、現在の申告割合 4.1%から 6%台になると想定しているが、実際は 2 倍以上になると予想され、首都圏等大都市部などでは、土地や住宅を所有するだけで相続税がかかるケースが増えそう。そんな中、ほとんど話題にならないが隠れた大増税が画策された。

今回はその一端、相続税と連動して改正された「譲渡所得の特例」をご紹介します。

相続税は当然ながら期限内に「現金」で納めることが原則である。人によっては納税資金を融通できず、相続した土地を売却して調達しなければならなくなる。その際の譲渡所得の計算の仕方に、大きな改正がなされた。いわゆる「**相続税の取得費加算**」の改正である。

この制度は「親が亡くなって 3 年 10 ヶ月以内に相続した土地を売却した場合に、その土地売却益の税金計算において、相続税を経費として認めてくれる制度」であり、今までは取得費に加算する金額を、「**その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額**」とされていた。それが今回の改正で「**その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする**」となり、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用するとした。

「なんのこっちゃ」…分かりにくいかもしれないので、例で説明してみよう。

例えば、各 5,000 万円の甲、乙、丙、丁、戊 5 つの土地(合計 2.5 億円)があり、それら長男がすべて相続した。その相続税は甲、乙、丙、丁、戊 5 つの土地全部で 6,000 万円と仮定する。

親が亡くなってから 3 年 10 ヶ月以内に、一つ甲土地のみを売却したとすると、今までは払った相続税全額が取得費になったので、「5,000 万円 - 6,000 万円 = 売却益 0 円」となり、結局税金は 0 円となる。

では改正後、来年からはどうなるか。

今回の改正では、「その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする」と書かれている。つまり、上記の例でいえば、売却した甲土地に対応する相続税のみを、取得費としなければならないということになる。甲土地に対する相続税は、「相続税 6,000 万円 × 甲土地 5,000 万円 ÷ 全部の土地 2.5 億円 = 1,200 万円」。甲土地売却に対する税金は、「{5,000 万円 - 1,200 万円(甲土地売却に対する相続税オンリー)} × 20% = 760 万円」。この例では、甲土地売却に対する税金は、「**改正前 0 円 → 改正後 760 万円**」へと大幅増税になってしまう。

相続税改正の陰で、しっかり譲渡所得税アップが仕組まれていた！